

議案第4号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成22年12月8日

沖縄県教育委員会

教育長が、議案「指定管理者の指定について」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

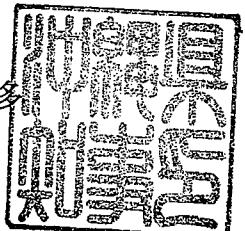
議案「指定管理者の指定について」に対する意見

議案「指定管理者の指定について」については、異議ありません。

教生第1249号
平成22年12月1日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 仲井眞 弘多



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「指定管理者の指定について」について、貴委員会の意見を求めます。



議案の概要の説明

部課名 教育庁生涯学習振興課

1 件名

指定管理者の指定について

2 議案提出の必要性

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経なければならないため。

3 議案の概要

地方自治法第244条の2第6項の規定により沖縄県立青少年の家の指定管理者及び指定の期間を定める。

4 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第49号）第7条

5 関係各課との調整状況

管理に要する費用の上限額については、財政課と調整済み

6 添付資料

(1) 地方自治法第244条の2

(2) 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第7条

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 公 の 施 設 の 名 称 沖縄県立石川青少年の家

2 指定管理者となる団体 共同企業体うないシルバー人材センター

代表者 うるま市字川崎468番地 社団法人うるま市シルバー人材センター

南城市玉城字富里167番地 一般社団法人南城市シルバー人材センター

糸満市字兼城471番地の2 社団法人糸満市シルバー人材センター

3 指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

平成22年 月 日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。